

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「部落差別解消推進法」についてお伝えします。

部落差別解消推進法とはどんな法律なのか？

この法律は、部落差別のない社会を実現するために、平成28年12月16日に施行され、正式名称は「部落差別の解消の推進に関する法律」で、6つの条文から構成されています。

第一条の目的では、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現すること」が定められています。

第二条の基本理念では、「部落差別解消に関する施策は、全ての国民に基本的人権の享有を保障する憲法の理念ののっとり、部落差別を解消する必要性を国民の一人一人が理解を深めるよう努め、部落差別のない社会の実現を目的とすること」が定められています。

第三条から第六条までは、国・県・市町村（以下、国等という）が、部落差別解消のため取り組む内容とその役割

分担などが定められています。第三条では、「国等が、部落差別のない社会を実現するための責任と義務」について定められています。

第四条では、「国等が部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実」について定められています。

第五条では、「国等が行う部落差別を解消するための教育や啓発」について定められています。

第六条では、「部落差別の解消に関する施策に役立てるための部落差別の実態に関する調査」について定められています。

部落差別の解消を阻むものとは？

部落差別の解消を阻む要因として、「そっとしておけば自然と差別はなくなる」、「自分には関係ない」という考え方があります。

そっとしておけば差別はなくなる？

「そっとしておけば自然と

差別はなくなる」という考え方は、差別を現在受けている人は、差別がなくなるまで耐え続けなければならないこととなります。さらに、よく知らない人が、誤った知識や偏見を持つ人の話やインターネット上の差別的な書き込みなどを読み、それを信じると、偏見や差別意識を持つてしまう可能性があります。

同和問題について、差別の歴史や現状を正しく学び、差別の理不尽さに気づくことが必要です。

自分には関係ない？

同和問題は、特別な問題ではなく、誰もが直面しうる問題です。普段は、表に出なくても、結婚や就職など、現実には自分の問題となった時に、「差別の心」が表面化することがあります。

差別を受ける側の立場に立ち、自分の問題として考えることが大切です。

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。